

# 「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づく 意見提出手続き（パブリックコメント）のあらまし

区民等の区政への参画・協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民自治の更なる進展と区民等の権利利益の保護に資することを目的として、平成21年12月に「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」が制定されました。【平成22年4月1日施行】  
条例に基づく区の意見提出手続き（パブリックコメント）のあらまきは、以下のとおりです。

（お問い合わせ先：企画課）

## 【意見提出手続きの対象となる政策等】

基本構想

区の総合的な施策に関する計画

各行政分野の施策の基本事項を定める計画

区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画

区政の基本事項を定めることを内容とする条例

区民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例

区政の基本事項を定めることを内容とする規則

区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例、規則、審査基準、  
処分基準及び行政指導指針

## 【政策等のうち、適用除外となるもの】

公益上、緊急に政策等の策定をする必要があるため、意見提出手続を実施することが困難であるとき

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる政策等

地方自治法第74条第1項による「直接請求」又は自治基本条例第27条第1項による「住民投票の請求」により議会に付議する条例

審査基準、処分基準又は行政指導指針のうち、法令若しくは慣行、又は区の機関の判断により公にされるもの以外のもの

## 【意見提出期間】

案の公表の日から起算して30日以上

\* 30日以上の期間を定めることができない、やむを得ない理由がある場合

案の公表の際にその理由を明らかにして、30日を下回る期間を定めることがあります。

## 【提出意見の考慮】

区は、提出された意見を十分に考慮して、政策等を策定します。

## 【結果の公表等】

区は、政策等の公布と同時期に、以下の項目を公表します。

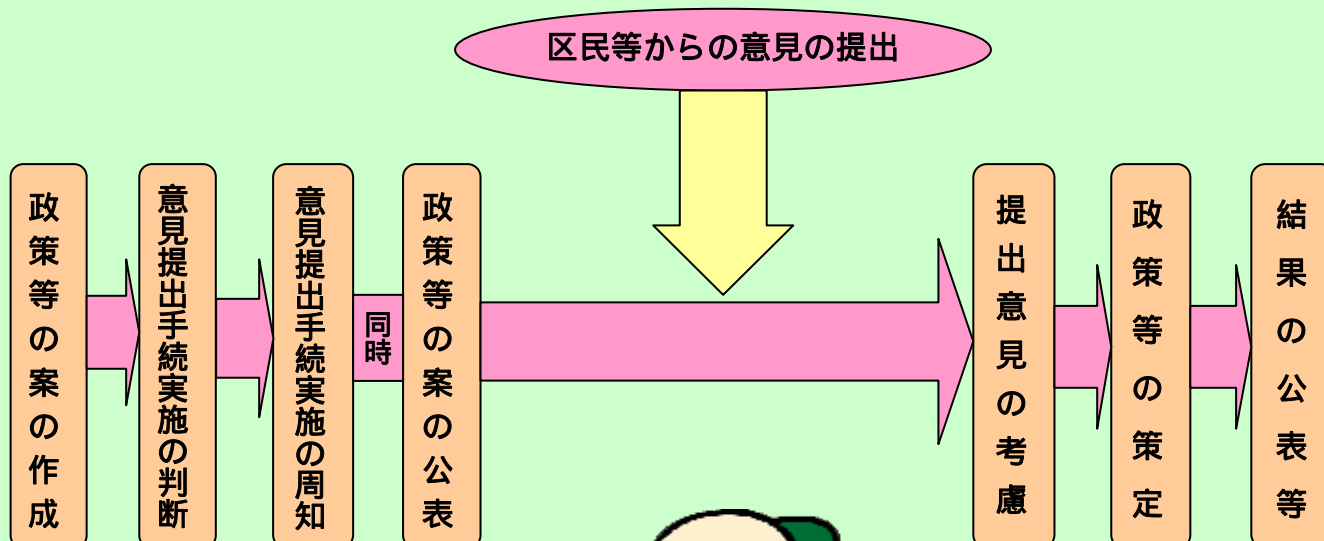
政策等の題名

政策等の案の公表の日

提出意見（提出意見がなかった場合は、その旨）

提出意見を考慮した結果と、その理由

## 【意見提出手続きの一般的な流れ】



## 手続きの解説

### 「区民等」とは？

\* 杉並区内に在住、在勤、在学している方や、区内で事業活動を行っている事業者をいいます。

### 「政策等の案」の閲覧は？

\* 期間 原則、公表の日から起算して30日以上です。公表時にお知らせします。

\* 方法 広報すぎなみ、区公式ホームページのほか、担当課窓口、区政資料室、図書館、区民事務所窓口等でご覧いただけます。

### 「意見の提出方法」は？

\* ご意見は備え付けの帳票等にご記入のうえ、上記の閲覧場所へ直接ご提出いただくか、郵便、ファックス、電子メールで担当課あてお送りください。

\* 区公式ホームページの「電子掲示板」へお書き込みいただく方法もあります。